

<特別講演> 今後の金融行政について

金融庁長官
遠藤俊英氏

デジタル化の加速、人口減少や高齢化の進展、低金利環境の長期化等、金融を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした変革期において、金融行政の目的である「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」を達成していくため、金融庁は、①デジタル化の加速的な進展への対応、②家計の安定的な資産形成の推進、③活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保、④金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定性の確保、⑤顧客の信頼感・安心感の確保、⑥世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化、⑦金融当局・金融行政運営の改革を通じて、「金融育成庁」として、金融サービスの向上に取り組んでいる。

今回の講演では、今後の金融行政について、全体の方向性を示すとともに、人生 100 年時代を迎える中、家計の安定的な資産形成に向けた環境の整備、そしてその前提として、どのように活力ある資本市場を実現するか等について説明したい。

【略歴】

1982 年東京大学法学部卒、同年大蔵省入省。84 年英国(LSE)留学(経済学修士)、88 年広島国税局米子税務署長、98 年 IMF アジア太平洋局審議役、財政局審議役を経て 2002 年金融庁証券取引等監視委員会特別調査課長。05 年監督局銀行第一課長、07 年総務企画局信用制度参事官を経て 08 年検査局総務課長、09 年総務企画局総務課長、10 年監督局参事官、11 年監督局審議官、13 年総務企画局審議官、14 年検査局長、15 年監督局長、18 年 7 月より現職。